

連信 第20-13号
20201214 SRAJ

大学射撃部監督／支部長 各位

日本学生ライフル射撃連盟
会長 袴田 登喜造

監督／支部長推薦書の廃止

20歳未満（＝18歳、19歳）の学生がライフル銃の所持に係る推薦書を申請する際に添付する「ライフル銃所持推薦手続きのお願い（監督／支部長推薦書）」の添付を2021年1月の申請分から不要とします。

以前は高校生の空気銃とともに低年者のライフル銃推薦申請者には面接と法的な講習を実施していた都道府県ライフル射撃協会がありました。

しかし、講師との日程調整で受講者は長い期間待たされることがたびたびあり、それを解消するため面接にかわるものとして監督責任者の書面添付方式を導入して今日に至っています。

現在、学生連盟は諸手続きの簡素化、紙媒体の減量化、デジタル化を目指して業務の見直しを行っています。また、民法の改正に伴い2021年4月1日から施行の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられるので、これを機に首題の添付を廃止します。

都道府県ライフル射撃協会 推薦担当者 各位

日本学生ライフル射撃連盟
推薦監理 袴田 登喜造

申請書添付書類の減量化

2013年に日ラ推薦委員長から首題に関して通知していることを再報します。『加盟団体は推薦申請添付書類の中で、以下のものは申請書に記載されている内容と相違なければ添付を省略できる。』

- ・ 段級証コピー・・・AP推薦回数に見合う段位かどうかは確認してください
- ・ ライフル射撃に関する講習会修了証明書
- ・ 講習修了証明書（銃刀法施行規則第21条）

低年者推薦で学連から加盟団体あて監督／支部長推薦書を添付しません。加盟団体から日ラ提出の際は上記3点の省略もご協力ください。

なお、親権者承諾書については法令に準拠しますので、現在変更ありません。